

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

当町の防災マップによれば、町中心部を流れる蟹田川中流（小国地区）で最大で5.0m以上の浸水が予想され、地区内住宅の一部も浸水被害を受けるとされている。

(土砂災害：防災マップ)

当町の防災マップによると、海岸線近くでは、がけ崩れや土石流、地滑りなどの危険がある急傾斜地として、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている地区が多く存在する。

(地震：J-SHIS Map)

地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、今後30年間では、町中心部で震度6弱以上を記録する地震が3～26%の確率で発生すると予測されている。

(津波：防災マップ)

当町の防災マップによれば、海岸線の一部が最大で2.0m以上5.0m未満の津波による浸水被害を受けると予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない場合、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和5年11月1日現在）

- ・商工業者数 235者
- ・小規模事業者数 208者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	47	43	蟹田地区に多い
製造業	21	17	町内に広く点在する
卸売業	4	4	町内に広く点在する
小売業	82	73	蟹田・三厩地区に多い
飲食業	14	14	蟹田・三厩地区に多い
宿泊業	6	6	町内に広く点在する
サービス業	47	42	蟹田地区に多い
その他	14	9	蟹田地区に多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・外ヶ浜町地域防災計画の策定
  - ①風水害等災害対策編
  - ②地震・津波災害対策編
- ・防災備品の備蓄
- ・外ヶ浜町職員新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策等の周知
- ・青森県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

当地区における小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援における課題は、次のとおりである。

- ・管内の小規模事業者に対する国及び青森県の施策の周知や事業継続計画（BCP）の必要性が浸透していないために、事業者の事業継続計画（BCP）の策定が進んでいない。
- ・保険・共済等に関する推進についても、小規模事業者に対してリスク管理指導などに助言を行える当会職員が不足しており、平時から支援スキルの習得など計画的に取り組むことが重要であり、損保会社等との連携も必要である。
- ・感染症対策として、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないなどのルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・非常時に必要な防災設備・備品・機材等の在庫保有状況が不十分であり、今後、計画的に備蓄を図っていく必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当町と当会との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築する。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### ＜1. 事前の対策＞

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、外ヶ浜町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営支援の際に、外ヶ浜町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会ホームページや当町広報紙等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・外ヶ浜町商工会事業継続計画（令和5年度策定）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合や損保会社等に専門家の派遣を依頼し、職員も含め会員以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・外ヶ浜町事業継続力強化支援推進会議（構成員：当会・当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

## ＜2. 発災後の対策＞

自然災害発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。  
（豪雨における例）  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。  
ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること  
イ. 災害時における物価安定についての協力に関すること  
ウ. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員の多数が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担等については、都度当町と協議する。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災後1日以内に当町と情報共有する。  
（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「看板等の損傷」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・一時的に通行に支障をきたしている箇所が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

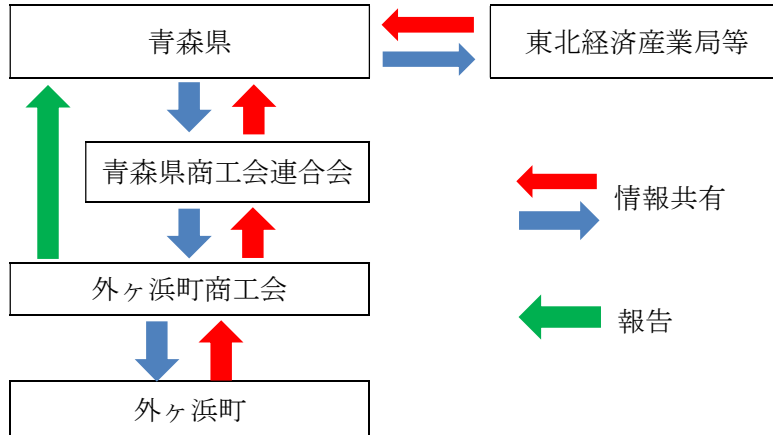
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有することを原則とする。

期間	連絡頻度
発災後～1週間	1日に3回共有する。
1週間～2週間	1日に2回共有する。
2週間～1カ月	1日に1回共有する。
1カ月以後	2日に1回共有する。

- ・当町で取りまとめた「外ヶ浜町職員新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### ＜3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。



#### 【被害額算定の対象】

当会が主として把握する被害額については、「非住家被害」と「事業用資産」の2つとする。

#### 非住家被害

事業用建物（店舗、工場、事務所、作業場、倉庫、建物付属設備等）の被害であり、これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、住宅部分に関しては「住家被害」として除いて処理する。

#### 事業用資産

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品・仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具・器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

### ＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（設置場所候補：外ヶ浜町商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

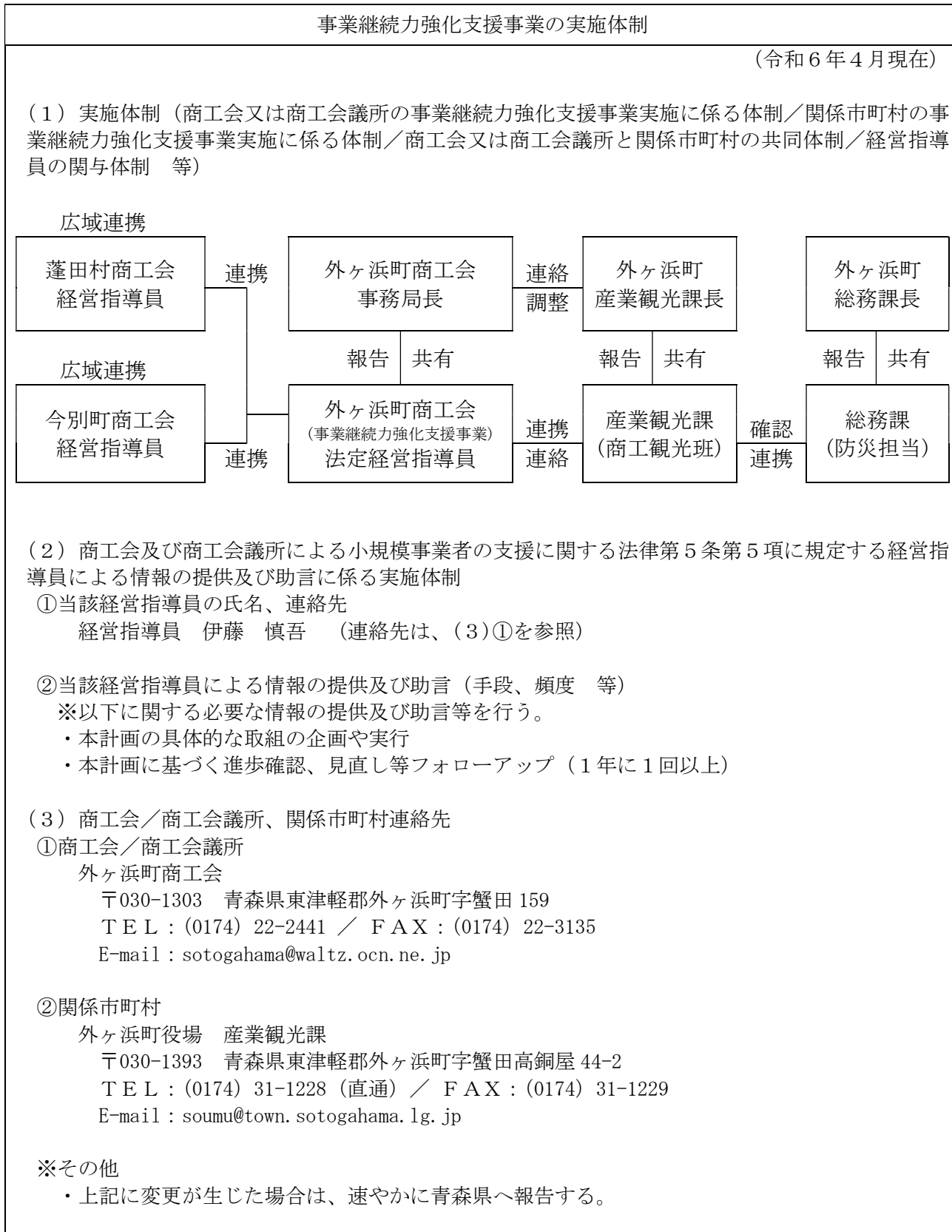
- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・パンフ、チラシ	50	50	50	50	50
・通信費	20	20	20	20	20
・会議費	10	10	10	10	10
・事務用品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、外ヶ浜町補助金、青森県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。